

Q&A

Q1



助成金の申請を行う前に事業を実施してしまいました。さかのぼって申請することはできますか？

当助成金は事業に着手する前に申請いただく必要があります。そのため、助成金の申請を行わずに実施してしまったものについては、助成の対象となりません。

Q2



助成を受けるためには、いつまでに事業を完了する必要がありますか？

当助成金は年度ごとに運用しており、精算手続きを考慮し、平成31年2月28日(木)までに事業を完了させ、その後、発注事業者への支払い等を経て、平成31年3月29日(金)までに実績報告書等を提出する必要があります。

Q3



外国語パンフレットを作成するに当たり、自社の外国人スタッフに翻訳等を担当してもらおうと思います。スタッフの人件費(給与)は助成対象になりますか？

自社スタッフの人件費(給与)は助成の対象になりません。社外に発注する経費であれば、作業に要する経費は助成対象となります。

Q4



外国人観光客誘致のため、海外旅行博出展や現地旅行会社へのセールスコールや広告出稿など行いたいと思います。出展費や渡航費、広告料などは助成の対象になりますか？

当助成金制度は、外国人観光客の受入環境整備を目的としておりますので、誘致を主目的とする事業は助成の対象とはなりません。

Q5



Wi-Fi整備20万円、多言語整備50万円、マーケティング推進30万円の計100万円の事業を実施予定です。いくらまで助成を受けられますか？

助成金額は、事業ごとに算出いたします。

Wi-Fi 整備 20万円 × 2分の1 = 10万円・・・①
 多言語整備 50万円 × 2分の1 = 25万円
 ただし、1事業あたり上限20万円が適用され、20万円・・・②
 マーケティング推進 30万円 × 2分の1 = 15万円・・・③
 ①+②+③=45万円となりますが、1事業者あたりの上限40万円が適用され、最終的な助成上限額は40万円となります。

Q6



京都市内の3店舗でトイレの洋式化に取り組もうと思います。店舗ごとに上限20万円、計60万円まで助成を受けられますか？

当助成金は、店舗ごとではなく、事業者(法人)単位で交付いたします。よって、3店舗運営されていても、1事業あたりの上限20万円が適用され、今回の助成上限額は20万となります。

Q7



京都市内で店舗を運営していますが、本社は京都市外です。助成金を申請することはできますか？

京都市内で事業所を運営されているのであれば、本社の所在地の如何に関わらず、助成可能です。

京都市宿泊税活用事業

平成30年度

京都市観光協会インバウンド助成金 (外国人観光客受入環境整備助成金)

募集概要

趣旨

外国人観光客の受入環境の充実を図るため、京都市内の観光関連事業者が行う受入環境整備事業に対し、その実施費用の一部を助成します。

助成対象者

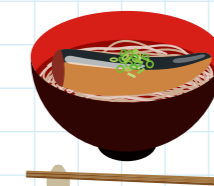
京都市内において、外国人観光客の来訪・利用がある、または今後來訪・利用が想定される施設等



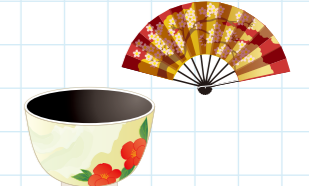
① 観光施設



② 宿泊施設



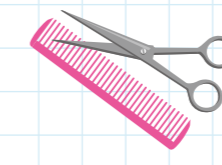
③ 飲食店



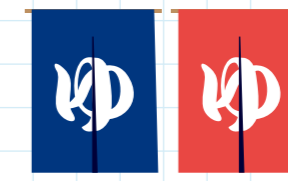
④ 小売店



⑤ 医療機関



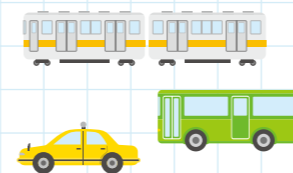
⑥ 理容院・美容院



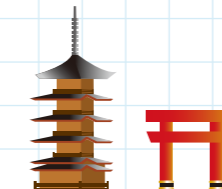
⑦ 銭湯



⑧ 商店街



⑨ 交通機関



⑩ 寺院・神社

⑪ その他、外国人観光客の受入環境整備を必要とする観光事業者

助成金額

助成率 事業経費(税別)の2分の1以内
 助成上限額 1事業あたり上限20万円
 ※複数の事業を行う場合は最大40万円まで助成します。

お申し込み先

公益社団法人 京都市観光協会 国際誘客推進部 インバウンド助成金係
 〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階
 TEL:075-213-0070 (平日9:00~17:00) FAX:075-213-1011
 E-mail: joseikin@kyokanko.or.jp <https://www.kyokanko.or.jp/kaiin/park/html>

KYOTO
This place will enrich your life



公益社団法人 京都市観光協会 / 公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー